

第 15 号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 39 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 15 条第 2 項中「または」を「又は」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の足立区特別区税条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴うもののほか、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。